

# 『給水装置工事設計施行基準・解説』 一部改正のお知らせ

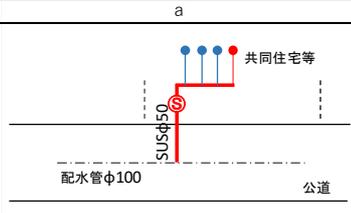
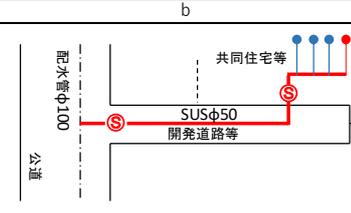
令和4年10月1日より、「給水装置工事設計施行基準・解説」を次のとおり一部改正します。

## 【主な改正内容】

### 1 指定範囲における材料の選定について

給水装置工事における口径 50mm の指定材料について、ステンレス鋼鋼管と S50 形ダクタイル鋳鉄管の選定条件を整理しました。

口径 50mm の布設例

申請種別	ア 配水管から1宅地（敷地）へ引込む場合		イ 道路内に平行占用する場合
	a	b	
			
管種	SUS（ステンレス鋼鋼管）		S50形（S50形ダクタイル鋳鉄管）

### 2 給水装置工事の申込み・申請等について

神奈川県県営上水道条例施行規程の改正に伴い、設計図様式を追加しました。また、給水装置工事申込書・給水装置工事施行承認申請書（第 13 号様式）への記載方法（別紙参照）及び設計図の作成方法を併せて変更しました。

### 3 施行承認後の手続き及び工事写真について

施行承認後における連絡分岐の届出、完成検査の予約、工事写真の提出等について、給水装置工事サポートシステムの運用に併せた内容に見直しました。

### 4 S50 形ダクタイル鋳鉄管の配管について

給水装置工事における S50 形ダクタイル鋳鉄管の設計及び施工について、整理しました。

### 5 その他

水道メーターより下流側の撤去管に係る設計図の作成方法を見直しました。

## 【適用日】

令和4年10月1日以降の申込み分からとします。

## 【HP掲載】

その他の詳細については、給水装置工事設計施行基準・解説を「県営水道ホームページ」から閲覧、またはダウンロードしてご確認ください。



神奈川県 給水装置工事 基準

Click

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yn3/guide/p312426.html>

